

2025 年 6 月 25 日

厚生労働省 保険局長
鹿 沼 均 殿

一般社団法人 日本流動食協会
会 長 神 谷 慎



入院時食事療養費に関する改正要望書

【要望事項】

市販流動食のみを経管栄養法により提供した場合の減額算定を撤廃することを要望する。

令和 5 年 6 月 7 日付けで、入院時食事療養費の増額と市販流動食のみを経管栄養法使用時の減額算定の撤廃につき、「一般社団法人 日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」および「全国病院用食材卸売業協同組合」の 3 団体から要望書を提出した。令和 6 年および令和 7 年度の改定で合計 50 円/食増額されたが、減額算定の撤廃は認められていない。

平成 28 年度に導入された 1 割減算の根拠は、当時の医薬品経腸栄養剤と市販流動食の 1 日当たりの算定額の差を是正することであった（資料 1 および資料 2）。その後、医薬品経腸栄養剤においては不採算品再算定などにより薬価は上昇している。例えば、平成 28 年比で、エンシュア・リキッドは 24.6%、同じくラコール NF 配合経腸栄養用液は 38.5% 上昇している。令和 7 年 4 月時点での医薬品経腸栄養剤と市販流動食の 1 日当たりの算定額は資料 3（日本流動食協会調べ）の通りであり、平成 28 年当時のような医薬品経腸栄養剤の算定額が市販流動食に対して低いという関係に無く、むしろ今日では医薬品経腸栄養剤の方が高い算定額となる傾向にある。したがって、算定額差の是正を目的とする減額算定は合理的な根拠を失っており、適切な措置ではなくなったものとする。

平成 28 年度の減額算定は、市販流動食を製造販売する企業の事業環境を著しく悪化させ、多くの企業が撤退した（日本流動食協会調べ、資料 4）。そこに昨今のインフレ（原材料高騰、輸送費の上昇）や円安など更なる事業環境の悪化により、今後も撤退する企業が出てくることが想定され、現に令和 4 年暮れに 1 社が撤退した。製品の研究開発や製造能力維持には投資が必要であり、事業環境の改善が図られない限り、より優れた製品の開発はもとより、製品の品質維持や安定供給が困難になると懸念される。

以上

入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付について

- 胃瘻患者等に対して用いられる経腸栄養用製品については、医薬品として薬価収載されているものと食品とがあるが、どちらを使用するかについては臨床現場での選択に委ねられている。
- 医療保険においては、①医薬品として処方される場合には薬価基準に従って薬剤給付がされるのに対し、②入院時に食品(食事)として提供される場合には入院時食事療養費等が支給され、①と②では給付額が異なっている。
- さらに、②の場合に、特別食の算定要件を満たしているときは特別食加算(76円)を算定することができる。

<医薬品の場合>

	薬価 (10mlあたり)	保険給付額(薬価) (1,800kcalの場合)
製品A	7.10円	1,065円
⋮	⋮	⋮
製品E	8.90円	1,602円

(患者負担分を含む)

<食品の場合>

	保険給付額(入院時食事療養費等)
製品 I	1,920円/1日 (640円/1食)
⋮	
製品 X	

※入院時食事療養費 I の場合

(患者負担分を含む)

130

資料 1 : 平成 27 年 12 月 11 日 中医協資料

医薬品等の適正評価

入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付の見直し

- 薬価適用の場合との均衡を図る観点から、市販の経腸栄養用製品(以下「流動食」)のみを経管栄養法で提供する場合の入院時食事療養費等の額について、現行より 1 割程度引き下げる※。

※ ただし、入院時生活療養(Ⅱ)については、既に給付水準が低い等の理由から、見直しの対象外とする。

【入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)】

- 市販の流動食のみを経管栄養法で提供する場合には、特別食加算(76円/1食)は算定不可とする※。

資料 2 : 平成 28 年度都道府県等栄養施策担当者会議資料

令和7年4月時点 医薬品経腸栄養剤および市販流動食の算定額

<医薬品経腸栄養剤の場合>

	薬価 (10mLまたは10gあたり)	保険給付額(薬価) (1,800kcalの場合)
エンシュア・H	9.10円	1,092円
エネーボ配合経腸用液	8.30円	1,245円
エンシュア・リキッド	7.10円	1,278円
イノラス配合経腸用液	14.10円	1,586円
ラコールNF配合経腸用液	10.70円	1,926円
ラコールNF配合経腸用半固形剤	10.70円	1,926円
イノソリッド配合経腸用半固形剤	14.40円	2,592円

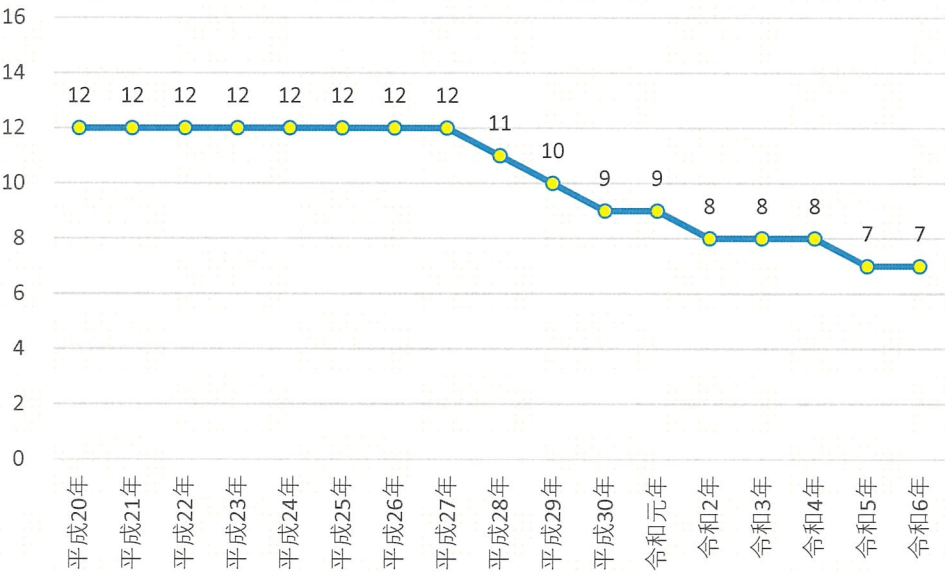
<市販流動食の場合(流動食のみ)>

	保険給付額(入院時食事療養費等)
製品に関わらず	1,875円／日(625円／食)

※入院時食事療養費(I)の場合
(患者負担分を含む)

資料 3： 医薬品経腸栄養剤と市販流動食の 1 日当たりの算定額

令和 7 年 4 月 1 日時点での医薬品経腸栄養剤と市販流動食の 1 日当たりの算定額を示す。
日本流動食協会調べ。



資料 4： 市販流動食の製造販売企業数の推移

平成 20 年以降の市販流動食を製造販売する企業数の推移を示す。日本流動食協会調べ。